

東海市建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）第167条の10第2項及び東海市契約規則（昭和44年（1969年）規則第11号。）第15条の規定に基づき、本市が発注する建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）における最低制限価格の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする業務は、競争入札に付す業務のうち、設計金額が1,500万円を超える測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に別表の項目1から4に基づき算定された割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表の項目1から項目4までに掲げる額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

3 前項の規定にかかわらず、前項の算定において各業種区分により算定した割合が、別表の当該業種区分における上限率を超える場合は当該上限率とし、同下限率に満たない場合は当該下限率とする。

4 前2項の規定により複数の業種区分を最低制限価格の算定対象とする場合、各業種区分において算定された額の合計額とする。

5 特別なものについては、前4項の規定にかかわらず、10分の8から10分の6まで（測量業務にあつては10分の8.2から10分の6まで、地質調査にあつては10分の8.5から3分の2まで）の範囲で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

6 最低制限価格を下回った入札をした者は失格とする。

7 最低制限価格を設定する場合は、第1項に規定する最低制限価格を記載した最低

制限価格調書（様式1。以下「調書」という。）を封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（入札者への周知）

第4条 最低制限価格を設定したときは、対象入札について、指名競争入札通知書に最低制限価格制度対象入札であることを記載するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

業種区分	①	②	③	④	上限率	下限率
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	10分の8.2	10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の8	10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8	10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の8	10分の6

※ 予定価格の算出に際して、複数の業種区分を対象とすることがある。